

施設設備基準別添付書類チェックリスト

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考			
1	申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること < 規則第3条の3第1項第1号 >	右欄のいずれかを選択	土地所有権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4イ > 使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書			
			土地賃借権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	直借	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書		
				転借	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 転貸承諾書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書		
			公有不動産又は公有水面を使用（土地）する場合 < 運用方針〔3〕2-4ハ >		右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合	不動産登記簿謄本/抄本 使用許可証 使用許可証明書		
			右欄のいずれかを選択	倉庫建設着手前の登録申請の場合 < 運用方針〔3〕2-4ホ > 倉庫の完成後速やかに運用方針〔3〕2-4イ又はロの書類（下欄参照）を提出することを条件に登録することとして差し支えない		建築確認済証 建築見積書 請負契約書		
				建物所有権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4イ > 使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書	
						直借	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書
				建物賃借権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 転貸承諾書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書	
						転借	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 転貸承諾書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書
			公有不動産を使用（建物）する場合 < 運用方針〔3〕2-4ハ >		右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合	不動産登記簿謄本/抄本 使用許可証 使用許可証明書		

項目番号	省 令	施設設備基準				添付書類	別添番号	備考
2	<p>倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること <規則第3条の3第2項></p>	<p>建築確認を要する倉庫</p> <p>右欄のいずれかを選択</p>	<p>建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫については、建築基準法の規定に適合していることを要する。 <運用方針〔4〕2-1イ></p> <p>告示第2条第1項第2号の規定により、建築基準法第6条第1項各号に該当しないものについては、施設設備基準関係規定欄（下記）参照のこと</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p>	<p>倉庫業を営む倉庫の場合</p>	<p>建築確認済証</p> <p>完了検査済証（検査後直ちに）</p>		
<p>消防法</p>	<p>倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 <運用方針〔4〕2-1ロ（1）></p>		<p>倉庫業を営む倉庫以外の用途に供している建築物を転用する場合</p>		<p>用途変更に係る建築確認済証</p> <p>上記建築確認済証に対応する完了検査済証（検査後直ちに）用途のみ変更の場合は不要</p> <p>建築部局又は指定確認検査機関における確認申請不要である旨の見解確認書</p>			
<p>港湾法</p>	<p>港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 <運用方針〔4〕2-1ロ（2）></p>		<p>消防用設備等検査済証（検査後直ちに）</p> <p>消防用設備等点検結果報告書（新築の場合は不要）</p>					
<p>都市計画法</p>	<p>都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 <運用方針〔4〕2-1ロ（3）></p>		<p>当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類</p>					
3	<p>土地に定着し、かつ、屋根及び周囲に壁を有する工作物である <規則第3条の4第2項第1号></p>		<p>周囲に壁がない場合、固定荷役機械がある <規則第3条の6第2項但し書き></p>		<p>立面図</p>			

項目番号	省令	施設設備基準			添付書類	別添番号 備考
4	軸組み、外壁又は荷ずりの強度が国土交通大臣の定める基準(=2,500N/m ² 以上)に適合していること 規則第3条の4第2項第2号	外壁に窓その他の開口部がない 運用方針[4]2-3イ(1)	SRC造、RC造、CB造、補強CB造、煉瓦造、石造 運用方針[4]2-3イ(1)a	立面図 左の組構造であることが記載されている図面等		
		外壁に窓その他の開口部がある	当該開口部の幅及び高さのいずれかが内法寸法1m未満である 運用方針[4]2-3イ(1)	運用方針[4]2-3イ(1)a-cの基準に該当しない構造であって、メカ、民間の建築士事務所その他の者の行った検査等により、2,500N/m ² 以上の荷重に耐えられる強度を有することが証明できるもの 運用方針[4]2-3イ(1)d	立面図 矩計図等 2,500N/m ² 以上の耐力を証明する建築士事務所等による構造計算書その他の書類	
		右欄のいずれか	当該開口部の幅及び高さのいずれも内法寸法1m以上である 右欄のいずれか	SRC造、RC造、CB造、補強CB造、煉瓦造、石造 運用方針[4]2-3イ(1)a 鉄骨造で90cm以下の間隔の胴縁を有する 運用方針[4]2-3イ(1)b 木造で90cm以下の間隔の胴縁を有する 運用方針[4]2-3イ(1)b (PC板、ALC板、セメント成型板、その他)のパネル製外壁 運用方針[4]2-3イ(1)c 運用方針[4]2-3イ(1)a-cの基準に該当しない構造であって、メカ、民間の建築士事務所その他の者の行った検査等により、2,500N/m ² 以上の荷重に耐えられる強度を有することが証明できるもの 運用方針[4]2-3イ(1)d	立面図 左の組構造であることが記載されている図面等 矩計図等 建具表等 立面図 矩計図等 建具表等 立面図 矩計図等 建具表等 立面図 矩計図等 建具表等 立面図 矩計図等 建具表等 立面図 矩計図等 建具表等	
		右欄のいずれか	ラックを使用して貨物を保管している 運用方針[4]2-3イ(2)a	ラックの配置状況及びその構造の概要を記載したもの(平面図に図示)		
		右欄のいずれか	外壁から離れた場所(外壁から貨物の高さと同じ距離)に貨物を配置している 運用方針[4]2-3イ(2)b	貨物の配置場所が明示された図面(平面図に図示)		
		右欄のいずれか	庫内の貨物が、貨物の性状から見て一定の高さ以上に積まれることがない場合において、その高さまでの部分が2,500N/m ² の荷重に耐えられる強度を有する 運用方針[4]2-3イ(2)b	貨物の配置場所が明示された図面(断面図に図示) はいつけ高さ部分について運用方針[4]2-3イ(1)に準じた書類		
	床の強度が国土交通大臣の定める基準(=3,900N/m ² 以上)に適合していること<規則第3条の4第2項第2号>	建築確認を要する倉庫 <運用方針[4]2-3ロ(2)>	建築基準法施行令第85条第3項の規定により、営業倉庫の床は3,900N/m ² 以上の積載荷重に耐える強度を要するとされることから、告示第1条第1項第1号に定める書類(建築用途=「倉庫兼営む倉庫」)をもって当該基準を満たしているものとして取扱う。	建築確認済証 完了検査済証(検査後直ちに)		
		建築確認を要しない倉庫 <運用方針[4]2-3ロ(3)>	民間建築士事務所その他の検査機関の行った検査等により、当該床が3,900N/m ² 以上の積載荷重に耐えられる強度を有していると証明されたもの	3,900N/m ² 以上の耐力を証明する建築士事務所等による構造計算書その他の書類		

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考	
9	<p>危険品を取扱う施設その他国土交通大臣の定める施設に近接する倉庫にあっては国土交通大臣の定める災害防止上有効な構造又は設備を有すること</p> <p>< 規則第3条の4第2項第7号 ></p>	<p>以下を全て満たしている</p> <ol style="list-style-type: none"> 事務所、労務員詰所、住居等の「居室を有する施設」が倉庫の外壁から3m未満の範囲に存在しない 工場、ごみ焼却場、浴場等の「業務上火気を使用する施設」が倉庫の外壁から5m未満の範囲に存在しない 危険物の製造所、貯蔵所、取扱所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在しない 高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く）、販売所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在しない 火薬類の製造所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在しない 	<p>倉庫の配置図</p>			
		<ol style="list-style-type: none"> 事務所、労務員詰所、住居等の「居室を有する施設」が倉庫の外壁から3m未満の範囲に存在する 工場、ごみ焼却場、浴場等の「業務上火気を使用する施設」が倉庫の外壁から5-6m未満の範囲に存在する 危険物の製造所、貯蔵所、取扱所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在する 高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く）、販売所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在する 火薬類の製造所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在する 	<p>倉庫と近接施設との間に防爆壁等「災害防止を目的とすることができる自立した工作物」が設けられている（但し、当該施設の高さが倉庫に比して著しく低い場合等ひいては、施設の高さから通常想定される程度の災害の防止上有効な高さ有する工作物をもって足りる。）<運用方針〔4〕2-8イ（2）a></p> <p>近接施設が建築基準法第6条第1項各号に該当する場合、近接施設の屋根、外壁が耐火構造で、かつ、倉庫に面する側に設けられた開口部は防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8イ（2）b></p> <p>近接施設が建築基準法第6条第1項各号に該当しない場合、近接施設の屋根、外壁が耐火構造で、かつ、倉庫に面する側に設けられた開口部は防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8イ（2）b></p> <p>「居室を有する施設」「業務上火気を使用する施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当する場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図<実務必携75頁>に示す部分を防火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8ロ（1）></p> <p>「居室を有する施設」「業務上火気を使用する施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当しない場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図<実務必携75頁>に示す部分を防火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8ロ（1）></p> <p>「危険物等取扱施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当する場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図<実務必携75頁>に示す部分を耐火構造又は準耐火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に特定防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8ロ（2）></p> <p>「危険物等取扱施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当しない場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図<実務必携75頁>に示す部分を耐火構造又は準耐火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に特定防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8ロ（2）></p>	<p>倉庫の配置図</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>当該近接施設の建築確認済証等（耐火建築物との記載があるもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>当該近接施設の立面図（開口部の有無、位置が明示されたもの）</p> <p>当該近接施設の矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>建築確認済証等（準耐火建築物〔ロ-2以上〕であるもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>立面図（開口部の有無、位置が明示されたもの）</p> <p>矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>建築確認済証等（耐火建築物、準耐火建築物〔イ-2以上〕であるもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>立面図（開口部の有無、位置が明示されたもの）</p> <p>矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）</p>		
		<p>上記3～5を総称して「危険物等取扱施設」という</p> <p>告示第8条第2項第1号の図は実務必携の75頁参照のこと</p>				

右欄のいずれかを選択

右欄のいずれかを選択

項目番号	省令	施設設備基準		添付書類	別添番号	備考	
10	倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合は、国土交通大臣の定めるところにより区画されていること <規則第3条の4第2項第8号>	右欄のいずれか選択	庫内に火気又は危険物等を取り扱う施設を有しない	平面図			
			庫内に火気又は危険物等を取り扱う施設を有する <運用方針〔4〕4口(3)>	不燃材料の床又は壁若しくは建築基準法第2条第9号の2口に定める防火設備で区画されている	平面図(延焼のおそれのある部分が明示されたもの) 矩計図等(左欄の内容が明示されたもの)		
11	消防法施行規則第6条に定めるところにより消火器等の消火器具が設けられていること(倉庫延べ面積150㎡未満は150㎡とみなす)<規則第3条の4第2項第9号>	右欄のいずれか選択	建築確認を要する倉庫		建築確認済証		
			建築確認を要しない倉庫	右欄のいずれか選択	耐火建築物の場合 : 200㎡に1単位以上の消火器がある <消防法施行規則第6条第2項>	右欄のいずれか選択	消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面(平面図に図示) 消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書
					耐火建築物以外の場合 : 100㎡に1単位以上の消火器がある <消防法施行規則第6条第1項>	右欄のいずれか選択	消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面(平面図に図示) 消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書
			国土交通大臣の定める防犯上有効な構造及び設備を有していること <規則第3条の4第2項第10号>	照明装置	出入口+両端1mの範囲の高さ1.5m部分(=出入口周辺部)の照度が2ルクス以上ある	右欄のいずれか選択	照度早見表を利用した簡易審査法により、照度の基準適合性を審査する場合 <運用方針〔4〕2-11ハ(4)>
運用方針〔4〕2-11ハ(3)の計算式により、照度の基準適合性を審査する場合 <運用方針〔4〕2-11ハ(2)>	照明装置の仕様書(照明設備表) 照明配置図(1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの)						
警備業法第2条第5項に定める警備業務用機械装置の設置その他これと同等の警備体制を有していなければならない <運用方針〔4〕2-11ニ>	警備体制	右欄のいずれか選択			警備業務用機械装置を設置している	警備契約書(建築前であれば見積書)	
			宿直などを警備会社に委託している	警備契約書(建築前であれば見積書)			
			24時間自社警備を行っている	警備状況説明書			

(注1) 矩計図等とは、倉庫の構造材の材質、防火・防水措置の有無等の構造の詳細を表示した矩計図、断面詳細図その他の書類をいう。なお、運用方針(3)2-5口なお書きにより、規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において構造の詳細が表示されている場合にあっては、矩計図等の提出を要しない。

(注2) 建具表等とは、建具の位置及び建具の材質、開口部に講じられた防犯措置、防火戸の有無等の構造の詳細を表示した建具表、建具キープランその他の書類をいう。なお、運用方針(3)2-5/なお書きにより、規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において建具の詳細が表示されている場合にあっては、建具表等の提出を要しない。

(注3) 倉庫の配置図については、規則第2条第2項第1号ホにより添付が義務付けられている。なお、倉庫の配置図にあっては、縮尺を原則1/300~1/1,200とし、倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝等敷地内にある全ての施設及び設備を記載する他、敷地周辺にある全ての建物その他道路、河川、橋梁等についても併せて記載してあることを要する。